

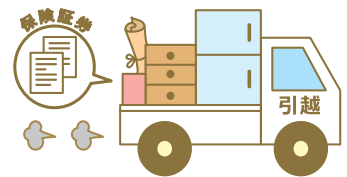
# 愛ある 家財保険

〈入居者家財保険・入居者賠償保険〉  
〈家財保険・個人賠償保険〉



## 引っ越しても 持ち歩ける家財保険

保険料は全国一律！  
引っ越しても保険料の変更はありません。  
(持家の場合は一部変更となることがあります。)



# 愛ある 家財保険

# 3つの特徴

## 1 お申込み手続きが簡単

保険料はクレジットカード払でキャッシュレス

## 2 補償プランはシンプルな4タイプ

あれこれ悩む必要はありません

## 3 保険期間は1年

翌年以降はご契約者からの申し出がない限り更新されます

### 補償内容

住居形態により次のセット商品となります。  
 賃貸住宅 ▶ 入居者家財保険・入居者賠償保険  
 持家 ▶ 家財保険・個人賠償保険

			賃貸住宅		持家	
			ベーシックタイプ	エコノミータイプ (ネットdeマンション保険)	ベーシックタイプ	エコノミータイプ (ネットdeマンション保険)
家財保険	損害保険金	火災・落雷・破裂・爆発	○	○	○	○
		水濡れ	○	○	○	○
		風災	○	×	○	×
		水災	○	×	○	×
		盗難	○	×	○	×
	費用保険金	修理費用	○	○	—	—
		ドアロック交換費用	○	○	○	○
		残存物清掃費用	○	○	○	○
		近隣見舞費用	○	○	○	○
		緊急避難費用	○	○	○	○
賠償保険	家主さんへの賠償責任	○	○	—	—	
	他人への賠償責任	○	○	○	○	

※ エコノミータイプ(『ネットdeマンション保険』)は、マンションの中高層階には少ないリスク「盗難、水災、風災」に対する補償を省き、「火災・落雷・破裂・爆発、水濡れ」「賠償責任」に限定することによって、保険料をお安くしました。平屋建てやマンションの低層階にお住まいの方および「盗難、水災、風災」リスクが心配な方はベーシックタイプをお選びください。なお、『ネットdeマンション保険』は当社ホームページからのお申込みに限定させていただいております。

# 補償プランと保険料表

(保険期間1年)

補償プラン		A	B	C	D	
保険金額	家財保険(支払限度額)	300万円	500万円	700万円	900万円	
	賠償保険(自己負担額5千円)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
年間保険料	賃貸住宅 (マンション含む)	ベーシックタイプ	5,400円	7,000円	8,600円	10,200円
		エコノミータイプ (ネットdeマンション保険)	4,200円	5,000円	5,800円	6,600円
	持家 (マンション以外)	ベーシックタイプのみ	4,300円	6,500円	8,700円	10,900円
	分譲マンション	ベーシックタイプ	3,400円	5,000円	6,600円	8,200円
エコノミータイプ (ネットdeマンション保険)		2,200円	3,000円	3,800円	4,600円	

※この保険はセット商品です。上記補償プラン以外のご契約はできません。

※マンションとは非木造の3階建以上の共同住宅をいいます。

## ■家財の保険金額のめやす■

入居者数、年齢による標準世帯の家財の新価(再調達価額)です。なお、貴金属等は含んでいません。

家族構成		1名	2名	3名	4名～
世帯主の年齢	～29歳	300～500万円	400～600万円	400～700万円	500～700万円
	30歳代		600～800万円	700～900万円	700～900万円
	40歳～		800万円～	900万円～	900万円～

## お申込み手続きの流れ

### 1 補償内容を確認

当パンフレット、重要事項説明書をお読みになり、保険の内容を十分にご確認ください。  
 (『ネットdeマンション保険』の場合は、当社ホームページの申込画面でご確認ください。)

### 2 申込み・捺印

別紙申込書の太枠内を正確にご記入、ご捺印のうえご提出ください。  
 黒のボールペンで必要事項を漏れなくご記入ください。  
 補償プランをお選びください。  
 (注)『ネットdeマンション保険』は当社ホームページからの申込限定です。

### 3 保険証券の発送

当社は、保険契約の申込みを承諾した場合、保険証券を送付または送信します。  
保険開始日より補償が開始されます。  
 (不承諾の場合は、不承諾通知書をお送りします)

### 4 保険料の払込み

●クレジットカード払  
 申込書に契約者名義のカード情報を正確にご記入ください。  
 ご指定のカード会社より保険料を請求いたします。



## ご注意

- 申込書が当社へ到着する前の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- カード会社の承認が得られなかった場合、保険契約は不成立となります。

# 保険の概要

■入居者家財保険 家財保険 家財に生じた損害に対して、新価ベースで保険金をお支払いします。ただし、貴金属等（貴金属、時計、宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品など）の損害については時価ベースでのお支払いとなります。

新価：同等の新品を購入するのに必要な金額をいいます。（再調達価額ともいいます。） 時価：新価から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額（1回の事故につき）	お支払いできない主な場合
損害保険金	火災、落雷、破裂または爆発 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ 台風や暴風などによる風災（住宅が風災によって直接破損したために生じた損害に限る）（※）	①全損の場合 同等の家財を新たに購入するのに必要な金額 ②全損以外の場合 家財を損害発生前の状態に修復する費用 ただし、①の額が限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>● 保険金を受け取るべき者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>● 保険の目的物の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居または生計を共にする親族の故意</li> <li>● 火災、落雷、破裂または爆発事故の際における保険の目的物の紛失または盗難</li> <li>● 戦争その他の変乱</li> <li>● 地震、噴火または津波</li> <li>● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故</li> </ul>
	台風や豪雨などによる洪水、土砂崩れ等の水災（※）	家財の損害状況によって次のとおり算出・ ①保険金額の30%以上の損害：損害額の100%・ ②保険金額の15%以上の損害：保険金額の15%・ ③床上浸水で損害がある場合：保険金額の5%	
費用保険金	盗難または盗難未遂による盗取、損傷、汚損（警察への届出が必要）（※）	次の額を限度とした損害額 ①通貨20万円、預貯金証書50万円 ②家財は1個または1組について30万円	
	修理費用保険金（家財保険ではお支払いしません）	上記のいずれかの事故によって住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき、100万円を限度とした実費	
	ドアロック交換費用保険金	①カギが日本国内で盗まれた場合 ②不法侵入等が発生しドアロックの交換が必要な場合 3万円を限度とした実費	
	残存物清掃費用保険金	上記の損害保険金支払われる場合で、家財の残存物の清掃および運搬を行ったとき、損害保険金の5%を限度とした実費	
	近隣見舞費用保険金	上記の損害保険金支払われる場合で、火災、破裂または爆発によって他人の所有物に損害を与えたとき、被災世帯数×5万円（損害保険金の5%を限度）	
緊急避難費用保険金	上記の損害保険金支払われる場合で、住宅に損害が生じ住宅の代替として施設を臨時に使用したとき、損害保険金の5%を限度とした実費		

（注1）貴金属等の損害については、1個または1組の損害額が30万円を超えた場合、損害額は30万円とみなします。また1回の事故について支払う限度額は100万円とします。

（注2）当社がお支払いする損害保険金および費用保険金の合計額は、家財の保険金額が限度となります。

（注3）（※）の項目はベーシックタイプのみ保険金をお支払いします。（「ネットdeマンション保険」の場合は支払対象外となります。）

■入居者賠償保険 個人賠償保険 被保険者が次の事故による法律上の賠償責任を負ったときにお支払いします。

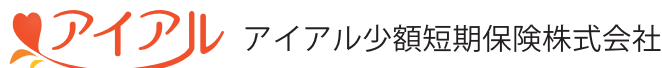
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額（1回の事故につき）	お支払いできない主な場合
賠償責任保険金	家主さんへの賠償 （個人賠償保険では補償しません） 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により、保険証券等に記載の借用住宅が損壊した場合において、その住宅の貸主に対して負担する法律上の賠償責任	被保険者が負担する左記の損害賠償金（自己負担額5,000円） ただし、次の費用等を含み、合計額が1,000万円を超える場合は1,000万円  ● 判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金。なお、損害賠償金の支払いにより被保険者が代位取得する物があるときはその価額を控除  ● 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用等（弁護士報酬を含む）	被保険者が、次の事由によって被った損害 ● 契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意 ● 被保険者の心神喪失または指図 ● 戦争その他の変乱 ● 地震、噴火または津波 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 （入居者賠償保険に特有なもの） ● 住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ● 住宅に生じたキズ、汚れなどの外観上の損壊  被保険者が、次の損害賠償責任を負担することによって被った損害 ● 被保険者と被害者との約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ● 航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （入居者賠償保険に特有なもの） ● 被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
	他人への賠償 保険証券等に記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故、または日本国内の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合において、その他人に対して負担する法律上の賠償責任		

## ご注意

- この保険は保険証券等に記載の住宅室内に収容されている家財を補償の対象とした保険と、被保険者が負担する賠償責任を補償の対象とした賠償責任保険がセットされた商品です。単独でのお申込みはできません。（入居者家財保険・入居者賠償保険、家財保険・個人賠償保険）
- この保険はセット商品であるため、どちらか一方の保険の解約・更新はできません。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご契約に際しましては重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、個人情報取扱い）を必ずお読みください。
- 事故が起こったとき、または転居等の契約内容に変更が生じた場合は、直ちに当社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に当社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険は保険期間が1年のためクーリングオフ制度の対象ではありません。

取扱代理店

引受保険会社



〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6-10階  
TEL:03-5645-2111 FAX:03-5645-2130  
フリーダイヤル:0120-550-378  
受付時間:平日9:00~17:00